１．件　名：「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設保安規定変更認可申請に係るヒアリング（３）」

２．日　時：令和５年１月１９日（木）１１時００分～１２時１０分

３．場　所：原子力規制庁　１０階会議室(TV 会議により実施)

４．出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

松本企画調査官、田中管理官補佐、尾崎安全審査官、川村安全審査専門職

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役　他２３名

５．自動文字起こし結果：別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

参考

※ 令和５年１月１１日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設保安規定変更認可申請に関する資料提出」

別紙

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---|---|
| 0:00:02 | それではただいまより1月19日、ＲＦＳの保安規定変更認可申請に係るヒアリングの方始めさせていただきます。 |
| 0:00:15 | 成長で、 |
| 0:00:20 | ます。 |
| 0:00:21 | 規制庁野崎です。昨日の積み残しの確認を進めたいと思います。 |
| 0:00:29 | まず、積み残してたやつで、 |
| 0:00:37 | ちょっと順番前後しますが、28条の、 |
| 0:00:43 | 外部電源喪失時の対応で、代替計測の扱いをどうするかということはありましたが、この点に関していかがでしょうか。 |
| 0:00:57 | はい。ＲＦＳむつ本社の篠田が該当いたします。 |
| 0:01:03 | ごめん。 |
| 0:01:06 | それに下げて、 |
| 0:01:09 | 今、画面共有しています条文の変更案をご覧いただけますでしょうか。はい。まず、 |
| 0:01:19 | よろしいですか。 |
| 0:01:20 | お願いします。 |
| 0:01:22 | はい。まず |
| 0:01:25 | 28条の1項として、ご指摘いただいた通り、9電による負荷、何のために給電するのかというところを最初の文章に、 |
| 0:01:37 | 給電により、基本的安全機能の監視が継続していることを確認するという、 |
| 0:01:43 | 文章の修文を考えています。 |
| 0:01:47 | それ以降の9. 時間を超える外部電源が発生した場合、喪失が発生した場合等、それからなお書きについては変更してございません。 |
| 0:02:00 | 加えて、代替計測の話をですね、 |
| 0:02:06 | 28兆8条の2項として追記いたしました。 |
| 0:02:10 | 具体的には1項の対応によっても、外部電源喪失が継続する場合には、代替設備により必要な監視を行うと。 |
| 0:02:22 | これにより、起因事象2が特定せずに、外電喪失が |
| 0:02:29 | 継続した場合には代替設備による監視を行うということで、一般的な文章として記載しました。 |
| 0:02:40 | 以上です。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:02:47 | 規制庁真木ですありがとうございます。ちょっと聞き漏らしちゃったかもしれない。下の〇〇って書いてる00場っていう、それは何なんでしたっけ。 |
| 0:02:57 | すいません。これはちょっと別の別のところの、 |
| 0:03:02 | 後でここ、 |
| 0:03:06 | ありがとうございます。はい。規制庁野崎です。2項に関して追記確認しました。はい。 |
| 0:03:14 | 以降は、昨日確か、 |
| 0:03:19 | なんかその電源車等からの給電により、基本的安全機能の監視を継続していることを確認する、0になっていたと僕は認識し3で、そういう書きぶりであればその確認するっていう赤字の後の、 |
| 0:03:34 | 無停電電源装置の翻訳から直接給電を行うっていうのは、いらなくなるんじゃないですか。 |
| 0:03:42 | 何かその給電を行うっていうその給電によってその監視継続をするっていうことを、 |
| 0:03:49 | この規定に書くんであれば、 |
| 0:03:52 | 無停電電源装置から乗って書かずに、 |
| 0:03:55 | 電源車等からの給電によりっていう方が、昨日のは何かシンプルでいいんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。 |
| 0:04:05 | ここで今、細かい詰めをするつもりはないんですけど、 |
| 0:04:11 | 昨日話されたような内容の方がいいかなと思いました。 |
| 0:04:16 | これはちょっと物理的な実際に使う装置の流れを |
| 0:04:22 | 忠実に書いてますけれども、監視という目的を達成するためのことだけを、 |
| 0:04:31 | 記載する場合には、 |
| 0:04:34 | そうですね。はい。それから出ちゃうってことで。はい。 |
| 0:04:42 | いやここに、 |
| 0:04:45 | 等を入れれば、全部集約できちゃいますので、ちょっとそういう方向で文章を検討したいと思います。細かい文言、すいませんけど多分昨日言われた方がシンプルかなと思いました。はい。大体計画はご検討いただきありがとうございます承知しました。 |
| 0:05:02 | 続いてこれ以降、どうぞ。 |
| 0:05:08 | 規制庁の河村です。 |
| 0:05:10 | この2行の内容についてなんですけども、衛藤。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:05:17 | 給電をした後で、外部電源喪失がさらに継続する場合にはってあるんですけども、多分、この対応は何ていうんですかね、幾つとか、 |
| 0:05:28 | ていうか、多分その保安規定とかで担保しなきゃいけない範囲をちょっと超え超えたところの対応に当たるかなと思ってて、 |
| 0:05:36 | 私がちょっと意図してたのは、かんせ機能が継続していることを確認するってのが１項にあって、その監視機能が働いてなかった場合には、 |
| 0:05:49 | 代替計測で担保しますよっていうのが必要なのかなと思ってたんですけども、いかがでしょうか。 |
| 0:06:00 | をし、おっしゃる通りですねこれも |
| 0:06:07 | 使用済み燃料の貯蔵施設に要求されているのが現状の予備で、 |
| 0:06:12 | 県の確保までですので、 |
| 0:06:14 | ですので、昨日私申し上げたのは大体ケイ素くうによる監視の継続っていうのは、 |
| 0:06:23 | その電源の観点からは |
| 0:06:27 | 要求を超えてる世界の話を書いているので保安規定には書きませんと昨日申し上げました。 |
| 0:06:42 | 規制庁の河村です。通す、その理解でいいのかなとは思うんですけど他方でちょっと他、 |
| 0:06:51 | 足りてないなっていうのは１項で、 |
| 0:06:55 | 当監視が継続することを確認するんですけども、その監視計器が死んでいた場合にどうするんですかっていう部分が、補われてないかなあ。 |
| 0:07:07 | ていうのが我々の今持ってる問題意識になります。 |
| 0:07:17 | 少しの対応になっちゃう。ないね。 |
| 0:07:22 | 機能故障ですから、川瀬規制庁野崎ですがこの時点でっていうかですね今月末の審査会合で別にこの赤での文言までを議論するつもりも我々ありませんので、 |
| 0:07:36 | 今の岡村からの問題意識も含めてですねまた追ってそこは文言は、 |
| 0:07:43 | 一緒に検討させていただければと思いますがいかがでしょうか。 |
| 0:07:49 | はい承知しましたがここは０外部電源喪失時の対応という条文。 |
| 0:07:55 | ですので、 |
| 0:07:57 | 監視計器の故障による代替計測の話ということを書くとちょっと、この条文の数字をわかってしまいます。 |
| 0:08:08 | 場所を含めてですねやっぱり議論が必要だと思いますので、とりあえずアカサカですけど、とりあえずご意見賜りましたので、今後、どこに書くかとか、そこら辺含めてですね、また、 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:08:19 | 挙げさせてください。はい、了解です。 |
| 0:08:23 | はい。規制庁仲村です承知いたしました。 |
| 0:08:27 | じゃあ次、ちょっと前後しますが、12 条、 |
| 0:08:33 | 何だっけ。 |
| 0:08:36 | キャスクの取り扱い。 |
| 0:08:43 | 監視を行う社会へと干渉子会社のところで、 |
| 0:08:47 | 訓練、操作訓練時の遵守事項とか管理体制の追記はどうするのかと、その規則要求ですね、そこをどう対応する、されるんですかっていうことについては、どのような方針でしょうか。 |
| 0:09:08 | はい。 |
| 0:09:09 | 2 昨年度貯蔵のむつの笹木でございます。 |
| 0:09:13 | 監視を行う者の確保に関連してございますけれども、11 条と 12 条がございます。 |
| 0:09:22 | まず初めに、12 条に関連し、11 条 12 条に関連してでございますけれども、まず参集を行う者の確保として、人数ですとかそういったものを伝えたということで、 |
| 0:09:37 | 実際人数までは書く必要ないということでしたので必要な人数を確保するということについてまず明記させていただきましたということ。 |
| 0:09:47 | あと、訓練を行うに当たりまして、実際 |
| 0:09:54 | ボルヴィック事項等についても、陳情の第 3 項に記載させていただいております。 |
| 0:10:01 | 内容を読み上げさせていただきますと、第 11 条ですけれども、町道ＧＭは使用済み燃料貯蔵施設の負担必要な知識を有すると認めた者に、 |
| 0:10:13 | 監視させると。また、使用済み燃料貯蔵施設の監視に必要な人数を確保する。 |
| 0:10:20 | いうこと。 |
| 0:10:22 | 2 項につきましてでございますが、貯蔵事業は前項の認定を行う場合はあらかじめ認定の基準を定める。 |
| 0:10:29 | へえ。 |
| 0:10:30 | 昨日ここを確定としておりましたけども、家とのその繋がりがわかり続いているようなので、こちら認定にしてございます。 |
| 0:10:38 | 続きまして一杯 12 条でございますが、 |
| 0:10:41 | 道銀または貯蔵ＧＭは使用人燃料を収納した陳情キャスクの取り扱いに必要な知識を有すると認めた者に取り扱わせると。 |
| 0:10:51 | また、使用済み燃料を収納した金属とか、 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:10:58 | 使用済み燃料を収納した金属キャスクの取り扱いに必要な人数を確保すると。 |
| 0:11:07 | いうことでございます。こちらも必要な人数を確保するというところを明記させていただきました。 |
| 0:11:13 | 第2項でございますが、保全事業は貯蔵時、保全事業または貯蔵ＧＭは、前項の認定を行う場合はあらかじめ認定の基準を定めると。 |
| 0:11:24 | いうことで、第11条と同じように、確認という言葉を修正させていただいております。 |
| 0:11:30 | 第3項でございますけれども、保全人または重畳事由が訓練のために、 |
| 0:11:42 | 当然事務または貯蔵時の金属キャスクの取扱訓練を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、金属キャスクの取り扱いを行う者のもとでこれを守らせると。 |
| 0:11:56 | いうことでございます。 |
| 0:11:58 | 今、今後受けるもの、ものが守るべき事項を定めた上で守らせる。 |
| 0:12:07 | いうことを追記してございます。以上でございます。 |
| 0:12:12 | 規制庁野崎ですありがとうございます。修正内容確認できました。はい。 |
| 0:12:19 | それで問題ないかと思います。我々の問題意識も解決されたので、承知しましたありがとうございます。 |
| 0:12:27 | 続いて、 |
| 0:12:30 | 21条ですがこれはこちらに |
| 0:12:36 | 検層しますっていう話にしてまして、昨日あとちょっとハセガワとも話しまして結論的には赤坂さんが言われる通り、その不適合管理をＱＭＳ管理でちゃんと設けて、そこに何かあったら、 |
| 0:12:51 | そこで読めますよってことでハセガワもそれで了承ということになりまして、新たにもう追及は我々も不要と考えます。 |
| 0:12:59 | なのでここの条文をいじることはないですと。 |
| 0:13:03 | 他方でちょっと1点確認しとけって言われたのがですね、 |
| 0:13:07 | 審査基準の |
| 0:13:13 | 中、11号の、 |
| 0:13:15 | 1でですね、不適合があった場合の措置。 |
| 0:13:20 | その他保安のために講ずべき措置が定められていることって書かれていて、不適法であった場合の処置っていうのはそのＱＭＳで読めばいいだろうということなんですがその他保安のために講ずべき措置っていうかその受け入れ時ですね。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:13:36 | そこはアールエイジとしてどのような対応を、その保安規定の中で考えてるのかっていうのは、 |
| 0:13:43 | 確認しといた方がいいかなという話だったんですが、具体的に何かこうこういったもし何かその受け入れ時にトラブった場合に、こういう法案、 |
| 0:13:52 | 措置を講じますっていうのがあればちょっと簡潔にお答えいただけますでしょう、ご説明いただけますでしょうか。 |
| 0:14:04 | はいＲＦＳ東京フルヤです。 |
| 0:14:06 | 基本的にはですね、受け入れ時については、使用前事業者検査要領書をというものを一般的ですけども、定めて、この中で必要な措置を行うことを規定すると、いうことです。 |
| 0:14:20 | ちなみに、不適合管理についても、この要領書の中で、結局ＱＭＳのフローに従うと、明記されます。従いまして保安に関する措置というのは、受入時に限っていうと、 |
| 0:14:33 | 使用前検査潮間事業者検査要領書、これで不安を謳歌担保するものでございます。以上です。 |
| 0:14:41 | すいません私の説明がよくなかったかもしれないんでそこの使用前事業者検査は理解したんですけど、 |
| 0:14:48 | 例えば輸送中に運ばれるときに何かそのリークが生じてたとかですねもうすでに |
| 0:14:56 | 使用前検査以前に何かトラブルてるものがＲＡＳに届けられた場合っていうのが多分その不適合。 |
| 0:15:07 | 処理。 |
| 0:15:08 | ここで書いてるその他の保安に講ずべき措置ってことだと思うんですけどそういった場合、 |
| 0:15:13 | 何かその事故対応とかですねその緊急対応とかそういったあたりで何かその法案の措置として、この本店の 70 条ある中で、具体的にどういったものを、 |
| 0:15:26 | 想定されているのかっていうのがあれば、ご説明いただけますでしょうか。 |
| 0:15:34 | はいＲＦＳ東京フルヤです。 |
| 0:15:36 | 基本的にはですね節項 2 の添付じゃない、別添 1 か、責任の分界点を明確にまずはいたしました。つまり、センターに入って、 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:15:48 | クレーンであげるまで、そこまで、そこそれ以降は、あくまでも我々の責任かで不適合管理なり、必要な措置を講じると、その前の輸送中についてはあくまでも、 |
| 0:16:00 | 一義的責任は原子炉設置者にございます。ではあるんですけれども、その輸送中に関してはこれからですね、電力と、その辺の協定を |
| 0:16:11 | より、ちょっと高度化したものを結ぼうと思いまして、そこですいません具体的なものは今お示しできないんですが、その協定等についてにおいて、 |
| 0:16:22 | その辺を規定するのかなということでこれは今後の課題となってございます。以上です。 |
| 0:16:29 | アカサカですけど、私の考えではですね。 |
| 0:16:35 | 保安規定の中の不適合、 |
| 0:16:38 | 不都合というかですかね。 |
| 0:16:40 | 通常じゃないことは、すべて保安規定 9mとして不適合として扱う。 |
| 0:16:46 | ことなんと思ってます。 |
| 0:16:50 | なんでその規定に定める中で、 |
| 0:16:56 | 定義が起こったらっていうと、文章ＱＭＳの枠の中で全部対応すると。 |
| 0:17:02 | なんでそれ以外のものがあったらっていうと保安規定外の話でしかなくなってしまうのかなと思っていて、 |
| 0:17:10 | どう答えたらいいのかなというのがよくわかんなかったんです。 |
| 0:17:14 | それ以外のものがあるかって言ったら、ないんじゃないかなと思ってですね、今おっしゃられてるですね外運搬のやつはですね保安規定の枠の外なんですよね。 |
| 0:17:27 | 従って保安規定等は、 |
| 0:17:30 | 中に入れずに、別な対応として、 |
| 0:17:33 | 電力と一緒になってですねどうどうにかするとか、そんな話になると思うんです。 |
| 0:17:39 | あくまでも保安規定外でしか、 |
| 0:17:42 | ない。 |
| 0:17:46 | 我々の仕事は、キャスクを受け取ってから保安規定としての枠の中で動かすので、 |
| 0:17:53 | 一方審査基準なり、それについての回答をどうするかなんていうのはですね、ちょっと悩ましいなと思ってて、今聞いてててですね、何か回答作ろうかなと思いました。 |
| 0:18:04 | 答えが必要ですよね。審査基準それ以上ね。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:18:09 | Ｎｉｎｅパンを定めてもらうじゃないですか。外から中に対して、 |
| 0:18:15 | その内運搬に関すること。 |
| 0:18:17 | その他保安のために講ずべき措置。 |
| 0:18:20 | て言っちゃえば、 |
| 0:18:21 | 終わるんじゃないかなとか、いいやつ入れるか。 |
| 0:18:25 | いいやつを受けるんですよね。いいやつを受け入れるために保安のための措置を講じてるじゃん。 |
| 0:18:31 | 十分に。 |
| 0:18:33 | ここはそうじゃない。 |
| 0:18:34 | ＮＧがあった場合の措置については、不適合管理をしますで終わるんだと、ここの審査基準は、 |
| 0:18:43 | いいやつ。 |
| 0:18:44 | 電気が終わった場合の措置、その他保安のために講ずべき措置だから何かＮＧがあった不適合だと。 |
| 0:18:52 | ＮＧのときは、 |
| 0:18:55 | いいやつじゃない。 |
| 0:18:59 | もうちょっと具体的に言うと例えば東電から、何かもうリークがあるような、そのキャスクだとか、線量が |
| 0:19:12 | 基準値を超えているようなキャスクがＲＣＳに届けられた場合というのは、当然 |
| 0:19:19 | 何らか使用前事業者検査当然やるんでしょうけど、その前に何か除染、緊急的な除染をするとか、何らか、 |
| 0:19:29 | 対応が求められるんじゃないかと思ってて、それが保安のために公衆の安全を確保するためとかですね。 |
| 0:19:37 | そういった観点から何らか必要があるんじゃないのかと。 |
| 0:19:41 | いう話を昨日夜ちょっと関係者でしてたんですが、そういったものがその保安規定の中に、 |
| 0:19:47 | 散りばめられてるんじゃないのかというふうには我々考えているんですが、 |
| 0:19:54 | 多分そうするにですねこんなことが起こるのかなと思ってるのがですね、外運搬で東電さんから、 |
| 0:20:01 | 出しますよね。そん時に、除染して、うん、引っ込め測定して汚染がないことを確認してって、ベースで載せますねと。うちに船が来てですね、おろすときも多分そこら辺のことやるんですよね。 |
| 0:20:14 | 我々、 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:20:16 | 持ってきて建屋内に入れてですね、おろす後にも我々そこでまた多分確認するんですよね。で、 |
| 0:20:25 | 漏れというかね、測定がたまたま引っかからなかった時、我々のところだけで引っかかった時っていうことがあり得るんだろうなっていうのは想像ができるんですよね。 |
| 0:20:36 | 例えばＬＷで六ヶ所行って初めて見つかったとか、そんなことがキャスクでも起こると、うん。 |
| 0:20:44 | ただそこはもう我々にとってはですね不適合でしかなくて、 |
| 0:20:49 | うん。 |
| 0:20:50 | ＱＭＳの枠でしかないんですよ。 |
| 0:20:54 | もう切らないってことが、 |
| 0:20:56 | ないんですよ。ありえなくなっちゃうんすよ。 |
| 0:21:00 | ＱＭＳ外の何か別なことで、悪いことっていうことが、 |
| 0:21:05 | 保安規定上、今やもうないんじゃねえかって、 |
| 0:21:10 | 昔はあったかもしれないですよ。ていこうっていう枠がある程度これぐらいのことで、不適合にしようっていうのがあって、うん。今や全部悪いことは全部不適合だって。 |
| 0:21:25 | そんな感覚でしかなくて、 |
| 0:21:29 | どうやって別なものを洗い出そうかなということですねちょっと厳しいなと思ってるんですけど。 |
| 0:21:40 | 何をイメージされてる。 |
| 0:21:44 | いや、当然鉄鋼でやると思うんですが、それにあたって緊急時対応としてその除染とか、何かそういったものって例えば今、 |
| 0:21:56 | 何かこちらから提案ですけど異常時の措置とかですね、そんな |
| 0:22:02 | とんでもないものが来たんならその、何かもうすでにこれ事故対応だから報告にするとか、25 から 27 とか 70 条みたいなそんな対応を主として保安規定の中で取るんじゃないんですか不適合プラスアルファで、 |
| 0:22:25 | アカサカですけど不適合。 |
| 0:22:27 | という、 |
| 0:22:29 | ペーパーワークと別にそれはやっても構わないことが、ＱＭＳの枠の中に入ってるんですよもうすでに、 |
| 0:22:36 | ＱＭＳ外で動くってことが、 |
| 0:22:39 | ないんだと思うんですよ。うん。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:22:43 | いや私もＱＭＳ外で動くような話をしているのじゃなくて当然その保安規定もＱＭＳに体系付けられた金なので、そのＱＭＳの中であるんですが、 |
| 0:22:57 | 取り立てて言うならそのＱＭＳの中で、不適合処理もやりつつ、さらにその緊急時なり異常時の対応として何らかその保安規定上、 |
| 0:23:07 | その他の方のために講ずべき措置っていうのが定められてないと、保安規定としては何かちょっと落ちなんじゃないんでしょうかという質問をしてまして、 |
| 0:23:19 | それがじゃあどこの場で読めるんだっていう質問を今してるんです。 |
| 0:23:25 | それはどこだと思うので、 |
| 0:23:28 | ですのでちょっと考えさせてくださいってことなんですけど。 |
| 0:23:32 | わかりました。 |
| 0:23:34 | お答えがあるかどうかも含めて考えさせてくださいって感じですね。 |
| 0:23:38 | はい、わかりました要求事項はそうなってるんで、例えば、他電力さんとか、隣のＪＲＲ－3 とかそこら辺の書きっぷり。 |
| 0:23:47 | もうそこに対応したのがこうだっていうところがあるんであればそれを見ながらですね。 |
| 0:23:53 | 共通ですよねそこら辺は皆さんね。うん。審査、審査の要求ではないです。はい。うん。 |
| 0:24:00 | で、他電力さんなり、 |
| 0:24:03 | ジェネラルさんが、そこをこういうところで書いてるんですっていうのが、 |
| 0:24:07 | 見繕ってですね、答えを作ったればいいかなという、今の思いですね。はい。はい。以上です。ありがとうございます。特に別にペーパーにする必要全くないので、また考えを教えてください。 |
| 0:24:21 | 電話等で結構です。 |
| 0:24:28 | 次、積み残しのやつで 20 条、 |
| 0:24:38 | なんだって、我々、 |
| 0:24:40 | キャスクの運搬で、 |
| 0:24:48 | 2 点あってまず 24 条は、キャスクを外に出す搬出の話をしてるけど、 |
| 0:24:57 | 搬入時の対応の扱いをどう保安規定上整理されるんですか、っていうことと、あとは |
| 0:25:06 | 規則、30 条の要求事項、いろいろその運搬にあたっての要求事項があるんで、そこは保安て上どう整理されますか。 |
| 0:25:18 | という話の 2 点なんですが、ここはいかがでしょう。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:25:25 | はい。リサイクル燃料貯蔵のむつの笹木でございます。 |
| 0:25:31 | 特に第20条で、搬出する際の記載がございますけれども、搬入の際の記載がないということで昨日の議論の中では、 |
| 0:25:42 | 25条の受入確認の付帯の項目に記載するということもあるんですけれど、我々の整理としては、使用場合事業者検査に合格したものをもって、 |
| 0:25:53 | 確認しているという話もしてございます。 |
| 0:25:57 | 一方で、受け入れ時のその装置等に関わる記載ですけれども、社内では、地域しようということを考えておりまして、今画面に出てます00 |
| 0:26:08 | という表示でございます。 |
| 0:26:10 | また現時点では、どこの状況に、主語ＧＭなんですけれども、これを展示をするのか、議事に移るのかというのは今検討中でございます。 |
| 0:26:21 | 実際の記載内容ですけれども、 |
| 0:26:24 | 使用済み燃料貯蔵施設への使用済み燃料を収納した金属キャスクの搬入。 |
| 0:26:30 | 搬入にあたって、核燃料物質等の工場または事業所の外における運搬に関する規則以下、外運搬規則という。 |
| 0:26:40 | 第2条に基づく運搬確認書外運搬規則第19条に基づく申請書。 |
| 0:26:48 | 外運搬規則で、うん。 |
| 0:26:51 | 第21条に基づく申請書の写し及び当該金属キャスクの名簿により確認する。 |
| 0:26:58 | いうことで記載は、地域は考えてございますけれども、条文とあと四、五については検討中でございます。以上でございます。 |
| 0:27:06 | わかりましたありがとうございます。 |
| 0:27:10 | 名簿により、 |
| 0:27:13 | やるんですけど、何か書けるかわからない。 |
| 0:27:23 | 勝手に、 |
| 0:27:27 | 確認項目、目的がなくなっちゃう。 |
| 0:27:34 | ここに、 |
| 0:27:35 | 管理にあたって、これこれにより、書けないするってあるんですけど、確認行為の目的、 |
| 0:27:48 | どうしてるかどうか。 |
| 0:27:53 | 一つの |
| 0:27:55 | うち、はい。 |
| 0:27:58 | ほぼ、 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:27:59 | 半日の対応って、 |
| 0:28:04 | 下流で、 |
| 0:28:07 | ちょっとお時間ください。こちらで確認してます。 |
| 0:30:25 | 規制庁の尾崎ですが、今の示していただいた梶井の内容はですねちょっとこちらでも相談してみたんですが基本的にはその使用前事業者検査で、 |
| 0:30:37 | 確認すべき事項に当たるのではないかと思ってまして、むしろ我々の問題意識はですね、その使用前事業者検査でこういったことを確認して、 |
| 0:30:47 | 問題がなければキャスクを、施設内に入れる時のその運搬に係る措置っていうのを、何らか、 |
| 0:30:58 | 対応すべき、入ってくる時のですね、センター内に入ってくる時の、高焼売事業者検査合格して入ってくる時の措置について、何らかその保安規定上で紐づけるべきじゃないか。 |
| 0:31:12 | というふうに思ってますので、これは |
| 0:31:16 | 運搬にかかるじゃなくていいかどうかをチェックする内容だと思うので、 |
| 0:31:22 | ちょっと問題意識的に違うかなと思ってます。 |
| 0:31:32 | それで昨日違ったけど、はい。 |
| 0:31:36 | 今、何となくわかったんですけど、Ｂ、 |
| 0:31:40 | これでいうと、今商売事業者検査を今やってる最中なんですけど金属キャスクについてもですね、 |
| 0:31:45 | 検査課さんからやられ、やっていただいてる内容についてはですね、 |
| 0:31:50 | ヶ崎で燃料を入れるところ。 |
| 0:31:53 | うん。 |
| 0:31:54 | から、使用前事業者検査になってるんですよ。要は、 |
| 0:31:59 | 我々が輸送容器として使う。 |
| 0:32:02 | ステータスと貯蔵容器です。 |
| 0:32:04 | 使うステータス、うん。 |
| 0:32:06 | 始まるところって、 |
| 0:32:09 | 我々に運ぶ前じゃなくて運び出す前からやれっていうイメージ。 |
| 0:32:14 | 入れるところからやれって、 |
| 0:32:16 | 多分皆さん言ってると多分そこら辺該当するんじゃないかなと、どっちかっていうと、それはそれについても我々やるので、そこはどう書くかっていうのは、別に考えようかなと思いますけど。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:32:27 | 要は、運ぶために移送容器をちゃんと電力がちゃんとしっかり使ってますよねっていうところ。 |
| 0:32:34 | そういう観点ですよね多分ね。 |
| 0:32:37 | だから規制庁の滝です。今赤坂さんは、タイミングの話は21条の使用前事業者検査に合格したものであることを確認するだからその使用前事業者検査でその |
| 0:32:48 | 当発電所での封入時も含めるんならそれはそれで21条で読めるんじゃないかと思うんですが、 |
| 0:32:57 | あえて今、その丸々場っていうので示さなくてもいいと思いますが、いかがでしょう。 |
| 0:33:04 | 焼売時間過ぎちゃってというと後ろの方にあるんですけど。うん。うん。 |
| 0:33:10 | 52条になっちゃうんですけど。はい。 |
| 0:33:12 | タイミング的には私はそっちになっちゃうんです。昨日からも言ってる通りキャスクが来る前の話は、その施設管理の方にありますということなので、規制庁の河村です。今、 |
| 0:33:25 | 示していただい赤字で示していただいた内容については、使用前事業者検査の中で実施されるものと、 |
| 0:33:35 | 我々昨日のヒアリングで、 |
| 0:33:39 | 回答いただいておりますので、特段、この部分については、保安規定の記載は不要かなあと考えてるんですけども、 |
| 0:33:50 | そうなるんですけど昨日でも |
| 0:33:53 | 日本原燃さんの目条文言われてこれが欲しいと言ってたので、どっかに書くかなということで、 |
| 0:34:00 | どこに書くかもわかんなかったので丸々上とかいう話にしたんですけど、 |
| 0:34:04 | 我々昨日から言ってる通り、その週は事業者検査で確認項目の一つになるっていうのは、 |
| 0:34:10 | 変わってないので、それはおっしゃる通りでいいんだと思うんですけど。わかりました。すいません。規制庁の河村です。ちょっと我々のちょっと伝え方が悪かったなあと思うんですけどもちょっと我々、 |
| 0:34:24 | 記載していただきたいと考えてたのは、運搬を運び入れる際、搬入時の事業所内での事業所内運搬に係る保安の措置。 |
| 0:34:38 | が、今、記載が足りないかなと考えている部分でして、 |
| 0:34:44 | そこを利用しない部分はないですね。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:34:49 | 昨日こちらのタナカの方から宮崎さんにもちょっと電話でお話させていただいたんですけども、 |
| 0:34:58 | 実施主体は、電力が事業所外運搬として運び込んできて、当施設まで持ってくるんだと思うんですけども、 |
| 0:35:10 | その事業所の敷地境界のところで、事業所外運搬と事業所内運搬が切り替わる。 |
| 0:35:20 | っていうのはですね、のが一応法律上の立て付けになってるので、 |
| 0:35:26 | 外運搬規則に基づく記録とプラス、 |
| 0:35:31 | 事業所内運搬の記録も必要になるんじゃないかなと思ってるんですけども。 |
| 0:35:39 | ちょっと確認しなきゃあれですけど私の意志イメージ挙げてたのをずっと考えてたのは、発電所の中じゃなくて、 |
| 0:35:46 | 外運搬としてずっと持ってきて、建屋の中で、 |
| 0:35:51 | 取り扱う、そっから俺になるんですけど、その前の行為は全部、事業所の中ですけど、外運搬の枠でやってる。 |
| 0:36:01 | 外運搬の規則を適用してると思ってます。 |
| 0:36:05 | 規制庁の河村です。実態としては、外運搬規則に基づくコアの措置が講じられていることをもって、 |
| 0:36:15 | 内運搬の規則にも適合してるっていう判断をすると思うんですけども、 |
| 0:36:20 | 敷地の境界のところで一応、外運搬と内運搬の切り替わりは行われてると思ってまして。でない運搬に関しては、 |
| 0:36:31 | ちょうちょ貯蔵事業者が、 |
| 0:36:34 | みずから保安の措置を講じなければならないっていう法律になってるので、そこは東電の記録確認をもって、 |
| 0:36:44 | 内運搬の保安の措置が講じられてることの確認ができてるっていうのを継続するようなイメージかなと思ってるんですけども。 |
| 0:36:56 | 私のイメージはそれないですね。 |
| 0:36:59 | ライブをするっていうんであれば仮にですよ。我々第2棟つくって第1から第2棟に持ってくとか、 |
| 0:37:05 | それがない運搬として扱ってそれを保安規定で定めるっていうんだったら定めるということだと思います |
| 0:37:12 | 今の電力でもそこを、 |
| 0:37:14 | 外運搬から運搬そこで保安規定で定めているかというと、ないですよ。 |
| 0:37:23 | 確かに、 |
| 0:37:24 | いっぱいあって、 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:37:27 | ついては、 |
| 0:37:28 | 過程の中で、切り分けだけ。 |
| 0:37:31 | 引地じゃない。 |
| 0:37:33 | 例えば、に入るところです。 |
| 0:37:36 | そっから、 |
| 0:37:39 | ただ、ゲームのものは、敷地内はない。 |
| 0:37:52 | 電力も御会葬するか、ないかやんて。 |
| 0:38:08 | ちょっと確認したい。 |
| 0:38:13 | 規制庁の考えですいません。お考えはちょっとわかりましたので、ちょっと他事業者の事例等も確認させてください。 |
| 0:38:23 | 電力は少なくともないです。 |
| 0:38:28 | 電力は数お願いします。以上です。 |
| 0:38:32 | 三角港が、 |
| 0:38:34 | 敷地の中だとずっと内運搬でやって、 |
| 0:38:39 | 皆川医師。 |
| 0:38:43 | 電力ない、ないってことを規定してない。なんかね、ちょっと忘れちゃった。何か話していたんですけど、すいません規制庁の尾崎ですが、今、そのカワムラなり我々が、 |
| 0:38:54 | 言ってるのは令和 2 年の時にＲＦＳが取り下げたですね。 |
| 0:39:00 | その 18 条にあたる内容、そのキャスクの運搬ということで、キャスクをそのセンター内で、 |
| 0:39:07 | 運搬する場合は次の事項を守りますっていう話でこれは今柏崎刈羽とかでも、 |
| 0:39:14 | 使用済み燃料の運搬ということで、きちんと内運搬としては、保安規定に規定されているもの。 |
| 0:39:22 | してます。 |
| 0:39:23 | だからそこの外から入ってくる。 |
| 0:39:28 | 運搬に関する措置っていうのが、今、ＲＦＳの |
| 0:39:33 | 保安規定上、抜けてるのではないのかという問題意識を持ってて、かつその抜けてることによってその規則 30 条の要求事項も丸々今ないので、 |
| 0:39:45 | そこの手当っていうのをどうするんでしょうかということなんです。 |
| 0:39:54 | 赤坂です。柏崎さんそれ見ると伝播があるのであってもおかしくないんだと思うんですよね。 |
| 0:40:00 | 我々はその、 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:40:02 | その前にちょっと引き下げたやつでどうするそう書いたのかっていうのがもう１回整理しなきゃいけないかなと思いますけど。 |
| 0:40:08 | ライブをやるときはそうしますって言ってるわけでない運搬を空規定にしてるかもしれないすよね。うん。規制庁野崎ですが、まず問題意識は我々そういうところで、そこのピースが欠けてるんじゃないんですかというのが問題意識ですので、 |
| 0:40:23 | それでじゃあど、どう手当すればいいのかっていうので、 |
| 0:40:28 | 何か一番その手間がかからないかなというのは、20 条に今、キャスクの搬出確認って書いてあるからそこは出入っていう入りを入れた上でですね搬出にする場合は、 |
| 0:40:42 | 全体の措置を定めるということにすれば外から、 |
| 0:40:46 | 入ってくるときも、中から外に出す時も、センター内の土地っていうのが読めるんじゃないんですかと、その上で、そのセンター内の土地機能はその 34 条の要求事項を、 |
| 0:40:57 | 下部規定に全部列記した上で紐付ければ、保安規定との整合も取れるんじゃないんでしょうかっていうような、 |
| 0:41:05 | 提案を、 |
| 0:41:07 | 昨日ちらっとしたと思うんですが、その点も含めてちょっと検討していただけないでしょうかという趣旨なんですが、 |
| 0:41:16 | 問題意識は使われましたでしょうか。 |
| 0:41:22 | ちょっともう１回整理して考えたいと思います。以上です。はい。 |
| 0:41:38 | 等、 |
| 0:41:39 | ちょっと機能の関係で、 |
| 0:41:43 | 積み残しでちょっと教えて欲しい、話としては |
| 0:41:48 | 繰り返しになりますけど 21 条の関係で、保安のために講ずべき措置としてＲＦＳが保安堤内で、 |
| 0:41:56 | 想定している上がどこかっていう話と、あと搬入時の対応を、保安て上どう整理するか、6 月 30 条の要求事項ともどうひもづけるんですかという点は、 |
| 0:42:09 | ちょっとどうしようかな。 |
| 0:42:15 | できれば今日中に、 |
| 0:42:18 | 回答。 |
| 0:42:19 | 椎野。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:42:21 | ご連絡いただきたいんですが、ただ、ちょっと昨日言ったように、午後もちょっと原子力委員会に先行許可の説明に行ったりとかですね、そのあと、金井。 |
| 0:42:32 | ピアレビューっていうかその保安規定の内容、審査があってちょっと我々も、 |
| 0:42:36 | 5時間後連絡。 |
| 0:42:40 | ちょっと、どういうやり方にするかはまたちょっと後で考えますがその2点、ちょっと |
| 0:42:47 | 標準に、 |
| 0:42:49 | 検討ご審議いただければと思います。 |
| 0:42:52 | 具体的な文言まではもういらないので、どう整理するかっていう方針を教えていただけますでしょうかということです。 |
| 0:42:59 | 後の時間でちょっと追加でですね三、四点ほど審査基準に関することで、 |
| 0:43:07 | どういうふうな運用なり方針なのかっていうのをちょっと確認をさせてくださいという話で、これはちょっと今まで議論してなかったところも含むんですが、 |
| 0:43:20 | ちょっと教えていただければと思います。 |
| 0:43:24 | まず15条なんですが、 |
| 0:43:30 | 引き継ぎ、 |
| 0:43:32 | 条文の中で、これ監視について引き継ぎを実施するってあるんですが、 |
| 0:43:39 | 前の11条12条で監視と取り扱いに分けてるけど、とりあえず、キャスクの取り扱いに関しては、 |
| 0:43:48 | 引き継ぎすることはないっていう理解で、 |
| 0:43:51 | 正しいでしょうか、いうことはいかがでしょう。 |
| 0:43:57 | リサイクル燃料場のむつの笹木でございます。はい。そちら引き継ぎは考えてございます。以上でございます。 |
| 0:44:04 | はい。 |
| 0:44:05 | ありがとうございます。考えていないっていうことはもう |
| 0:44:08 | 何だろう、費用全くような話とかはなくてもその日その日でも、取り扱いは業務完結しますっていう理解で正しいということでしょうか。 |
| 0:44:19 | はいその通りでございます。ありがとうございます。 |
| 0:44:22 | 続いて19条、 |
| 0:44:28 | 19条、火山活動モニタリング等の体制の整備というところで、 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:44:35 | ここの4項、5項に、組織体として火山評価委員会添付6.3の（4）にも出てくるんですけど、火山評価委員会ってのが出てきてて、 |
| 0:44:49 | ここが5条ないし6条の組織職務との関係が保安規定上、不明確ではないかと思ってます。 |
| 0:44:59 | そこにリンク付けないならもう、この何とか評価委員会っていうのをやめて何か火山専門家とか、名前にしたらどうかと思うんですが、 |
| 0:45:08 | その関係なり、更新っていうのは、何か |
| 0:45:14 | ご意見あればお聞かせいただけないでしょう。 |
| 0:45:18 | リーダー。 |
| 0:45:20 | リサイクル燃料貯蔵物の長嶺と申します。 |
| 0:45:24 | コメントの趣旨、理解しましたので、社内で検討して、趣旨にそう形の修正をしたいと思います。以上です。 |
| 0:45:35 | わかりました。ここも、すいませんちょっとどういう方針にするかっていうのをまた今日、 |
| 0:45:42 | 検討結果を教えていただけないでしょうか。 |
| 0:45:45 | アカサカですけど、 |
| 0:45:49 | その通りが第三者のとかいう、 |
| 0:45:52 | 言葉に返って補正します。 |
| 0:45:54 | もう一度第三者。 |
| 0:45:58 | とか外部委員とか、なんかそういう言葉にしてですね、法律の体制に乗らないような形で載せないような形で、 |
| 0:46:06 | 変えます。了解です。はい。ありがとうございます。 |
| 0:46:11 | はい。続いて飛んで37条。 |
| 0:46:20 | 管理区域の設定解除で、これは念のため確認ですけど、 |
| 0:46:26 | 今添付2でその管理区域の図を示していただいているんですが、キャスクがまだ搬入されてないっていうか存在しない時期を、 |
| 0:46:36 | については受入区域を管理区域から解除するとかっていう方針はされるかされないかということを確認したかったんですがいかがでしょうか。 |
| 0:46:46 | そこ。 |
| 0:46:49 | ＲＦＳむつの植野です。 |
| 0:46:53 | 管理区域設定するときは、この保安規定の管理区域図に示しておりますエリアをすべて管理区域といたしますので、 |
| 0:47:02 | 特に受入区域だけを非管理区域にするとか、そういうことは考えてございません。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:47:11 | アカサカですけどちょっと今いいですかね、不足を今映してるんですけど。 |
| 0:47:19 | 不足の二つ目。 |
| 0:47:23 | 管理区域の設定とかですね、キャッシュが 10 日前に、 |
| 0:47:28 | 設定するということなので、 |
| 0:47:32 | 我々キャスクと相まって、ファン、管理区域を設定すると。 |
| 0:47:38 | ただその時に今植野が言ったのは、もうこの図、 |
| 0:47:42 | すべてその他だと。 |
| 0:47:44 | やりますと、もう、 |
| 0:47:46 | 受け入れ区域も貯蔵区域も、 |
| 0:47:49 | 区別なく、この図の通りやりますと、そういうことです。 |
| 0:47:52 | 以上です。 |
| 0:47:55 | すいません規制庁の河村です。衛藤。 |
| 0:48:00 | 当初の一番最初スタートの管理区域の設定については承知いたしました。一方で許可であったり、設工認の遮へいの計算の際には、 |
| 0:48:13 | 受入区域にキャスクがない場合はそこ、管理区域から解除しますって言って評価されてたかなと思うんですけども、 |
| 0:48:24 | その対応っていうのは |
| 0:48:27 | どのように考えておられるのでしょうか。 |
| 0:48:33 | レリースむつの植野です。 |
| 0:48:36 | 受入れる区域のところの評価では、特に、特にそこを非管理区域にするっていう評価ではなくて、線量が低いエリアとしての評価。 |
| 0:48:47 | そういうふうな評価をしてございます。 |
| 0:48:50 | 以上です。 |
| 0:48:52 | ありがとうございます。そうしますと、 |
| 0:48:57 | その受入区域を非管理区域にしたりっていう運用は、行わないっていうことでしょうか。 |
| 0:49:05 | ＲＦＳむつの植野です。その通りでございます。 |
| 0:49:09 | ただ保安規定にも書いてございますように、例えば管理区域の本当の境界部分での作業等において、 |
| 0:49:17 | 一時的に管理区域を解除する。 |
| 0:49:21 | 一部分を一時的に変え、 |
| 0:49:23 | 管理区域解除するっていうことは想定してございます。 |
| 0:49:27 | 以上です。 |
| 0:49:29 | 規制庁河村です。承知いたしました。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:49:43 | 続いて最後1点40条です。管理区域の出入り管理というところで、 |
| 0:49:51 | ここその前提として許可の時にですねキャスクの搬出品の単位は、 |
| 0:49:59 | 機器搬出の有効で、放射線業務従事者の出入り管理を行うという整理があったと認識してますと。 |
| 0:50:08 | この機器搬出有効っていうのはですねいただいたヒアリング資料見てもそのチェックポイントとの関係がよくわからなくって、 |
| 0:50:19 | それ40条のこの3項でいうそのチェックポイントによる出入り管理を行うというところで機器搬出入行うまく読み込めないんじゃないのかなあという問題意識を持っているんですが、 |
| 0:50:31 | そこはどうお考えでしょうか。 |
| 0:50:36 | ＲＦＳむつの植野です。 |
| 0:50:39 | そこの第40条の3項のところにつきましては、チェックポイントで、1、1の出入りを管理するということで考えてございます。 |
| 0:50:51 | 今尾崎さんおっしゃられましたように設工認の添付14だとか、事業許可の添付6でですね、 |
| 0:51:00 | 金属キャスク等の搬出に際しては、 |
| 0:51:04 | 必要に応じて、貯蔵建屋の機器搬出に有効で、 |
| 0:51:09 | 放射線業務従事者等の出入り管理を行うという記載がございます。 |
| 0:51:15 | その運用を検討していく中で今考えている運用といたしましては、 |
| 0:51:24 | 機器搬出に有効で、車両なり、 |
| 0:51:29 | 物品搬出に要する時に、 |
| 0:51:32 | 日人がそこの機器搬出に跨ぐという運用は、あの時しないで、 |
| 0:51:38 | チェックポイントを通るという運用で考えてございます。 |
| 0:51:43 | 金属キャスクの搬出、運搬出入について申しますと、 |
| 0:51:49 | 金属キャスクを乗せた車両が、 |
| 0:51:52 | 管理区域境界に入って、運転手さんは、その境界のところで一旦降りてですね。 |
| 0:51:59 | で、チェックポイントを通過して、 |
| 0:52:02 | 管理区域乳井きして、 |
| 0:52:05 | 管理区域側からまた運転席に乗り込む、それで、江藤中江入るというそういう運用を考えてございます。 |
| 0:52:16 | 規制庁野崎です理解できましたありがとうございます。だから物は搬出入構通るけど人はちょっと面倒だけど、チェックポイントまでいって、ちゃんと出入り管理しますからこの参考で問題ないという理解でよろしいでしょうか。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:52:32 | ＲＦＳ植野です。その通りでございます。はい。ありがとうございます。 |
| 0:52:42 | 調査ファンド。 |
| 0:52:44 | んでしょ。 |
| 0:52:45 | とりあえず、今日確認した方というのはざっとされたと思いますと。 |
| 0:52:56 | ちょっとお待ちください。 |
| 0:52:59 | ちょっといいですよね。 |
| 0:53:18 | 規制庁野崎です。じゃあですね、今日ちょっと積み残しになった、どう検討するんですかっていう 21 条の保安の、 |
| 0:53:28 | 法案のために講ずべき措置が、具体的に保安規定で、 |
| 0:53:33 | 避難所を想定しているのかっていう話と、 |
| 0:53:36 | 20 条の搬入時の、 |
| 0:53:39 | 対応の整理とその 30 条の規則 34 条の要求事項への対応。 |
| 0:53:47 | そういうその日程かなその 2 点はちょっともう電話で口頭で結構ですので、今日中にご連絡いただけますでしょうか。ただし |
| 0:53:59 | なんですよ。4 時から駄目ですよね。はい。4 時からは今言ったようにかなりの保安規定の審査が始まっちゃうので、それまでにできれば、 |
| 0:54:11 | 3 時めどぐらいにご連絡いただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。 |
| 0:54:17 | あれメールはまずいですか。 |
| 0:54:19 | メールワーんだ。 |
| 0:54:22 | 海藤水井ちゃん。 |
| 0:54:25 | メールは良くないということで、はい。口頭ではないです。 |
| 0:54:32 | 午後に申し上げますがよろしくお願いいたします。 |
| 0:54:38 | あとすいませんリサイクル燃料のミヤザキです。あと、審査会合用のパワーポイント資料ちょっと体裁直したんですけどもまたちょっと細かいところは直していかないといけないんですけども、 |
| 0:54:50 | イメージかだけちょっと確認いただきたいんですけれども、直したところ、まず、 |
| 0:54:58 | 1 ページ目のところ、簡潔にということなので、経緯と変更理由変更内容という感じでこういうふうに簡潔にちょっとまとめました。 |
| 0:55:08 | そのあと後ろの方なんですけれども、すみませんちょっともう 1 回 1 ページ目見せてもいいですか。はい。 |
| 0:55:18 | あ、 |
| 0:55:33 | あれですね、その辺ん変更。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:55:46 | 松尾さん何かあります。 |
| 0:55:48 | うん。 |
| 0:55:49 | すべて。 |
| 0:56:03 | 何かパッと見私思ったのは何か、令和2年の時にどういう、主な情報を、何か保安教育とか幾つかあったと思うんですけど、やつをこう、 |
| 0:56:16 | 音程で定めて、今回それ以外で何があってそれを全部そろうみたいな。 |
| 0:56:24 | そういったものが、その変更内容のところに、もうちょっと何か段階的にちゃんと整備していましたっていうのわかるといいかな。 |
| 0:56:33 | いう気はする。 |
| 0:56:35 | 今、 |
| 0:56:38 | 変更理由のところの最初に申請事項のところが、のところ紙申請事項っていうのがその変更内容のところの①で書いてある、貯蔵管理放射性廃棄物管理放射線管理緊急時の措置報告これ、 |
| 0:56:53 | 規制庁さんの審査書のところにここは、 |
| 0:56:56 | これ、これ以外除いて申請する、認可したみたいなこと書いてあるので、ここは生かしつつ、 |
| 0:57:04 | どうしようかなここ変更理由のところだから、 |
| 0:57:07 | 前回どこまで。 |
| 0:57:09 | うん。に関していただいてるのかぐらいのところをここにちょっと追加するっていうイメージでよろしいですかね。 |
| 0:57:15 | まずはと。 |
| 0:57:17 | それによって前回と今回ですべて早急に必要なものがそういうことがあればいいんじゃないかと。 |
| 0:57:27 | はい。 |
| 0:57:33 | 他よろしい。 |
| 0:57:36 | はい。 |
| 0:57:38 | すいません進めていただけますでしょうか。 |
| 0:57:43 | この辺は昔の残しつつ、ここからですね、変更のポイント、4−1で、その未申請事項の新たに追加したところの項目とそのポイントを、 |
| 0:57:58 | 当貯蔵管理放射線廃棄物管理、 |
| 0:58:03 | 放射線管理緊急時の措置報告というところでまとめてます。 |
| 0:58:08 | そのあと後ろの方に、非条文の方を変更してるのがありますので、そちらの方の主立ったところを、ＱＭＳ保安委員会取扱審査の職務、施設管理、 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 0:58:23 | 保安教育記録ということでポイントを記載させていただこうと思ってます。 |
| 0:58:31 | ちょっと中身の方はもう少し言葉で、 |
| 0:58:35 | 見直したいとは思ってますけれども、イメージ感としてはこんな感じでまとめたいと思っております。 |
| 0:58:54 | 規制庁の若生ですけれども、これはこれで、 |
| 0:59:01 | 表の形で整理はされてると思うんですけれども、例えばその許可とかですね、規則との関係って何かわかるように、 |
| 0:59:11 | 工夫できたりするんでしょうか。 |
| 0:59:15 | 多分今の表示面の項目みたいなところに、この許可でこんなことがあって、それを踏まえて、その作成ポイントっていうのはあるけど作成ポイントで言うと、 |
| 0:59:28 | 情報の中身だとかそれを１個、これを踏まえてこういうことを規定してますっていうのが、 |
| 0:59:35 | そういう立て付けになってるっていう。 |
| 0:59:47 | もうすでに方も、 |
| 0:59:52 | そう。 |
| 1:00:03 | なの。 |
| 1:00:23 | だから我々からのちょっとコメントとしては項目ってところが、小のことを書くのではなく庄野タイトルではなく、もう少しその許可や法令のエッセンス、 |
| 1:00:36 | ですね書いていましてそれが当案件に |
| 1:00:40 | 召集されているのか、それを踏まえてどう規定したのかっていうのが、作成のポイントのエッセンスが、 |
| 1:00:47 | 載ってれば、ひもづけがよくわかるんじゃないのかなあと。 |
| 1:00:51 | 思います。その方がわかりやすいようになるんじゃないのかなという気が。 |
| 1:01:18 | わかんない方のすごく、 |
| 1:01:21 | またばっかり。 |
| 1:01:23 | はい。 |
| 1:01:27 | イメージだったの。 |
| 1:01:31 | 貯蔵管理という項目に流れ着く上位側が何があるのってことだと思うんだけどな。 |
| 1:01:37 | そその、その通り。 |
| 1:01:40 | 作成ポイントは、 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 1:01:43 | こんなこと書いてるよってことだけだと思うんですけど、ちょっと影表現できるかどうかです。 |
| 1:01:49 | 進め数の篠田ですがいずれ、 |
| 1:01:54 | 審査基準との比較整理表とか当初のパワーポイントにつけて、細かすぎるから削除した話を、 |
| 1:02:02 | エッセンスをだからあれですかね、ポイントと紐づけているイメージ。 |
| 1:02:22 | ちょっとチャレンジしていきますわ。 |
| 1:02:24 | 何か。 |
| 1:02:26 | はい。小山田。あと、すいません。ちなみに、 |
| 1:02:30 | 説明時間って何分ぐらい今測定されてますでしょうか。 |
| 1:02:36 | 閉会後に、十分以下だと思ってますけど、あ、わかりました。はい。ありがとう。 |
| 1:02:42 | 全体的に30分だと思うんですけどそ、そんなもんじゃないですか。 |
| 1:02:47 | このぐらいをイメージしていただければよろしいかと思います。 |
| 1:02:51 | はい。 |
| 1:02:52 | 一応イメージとしては十分我々説明して、20分。 |
| 1:02:58 | 文句言われて薄めかなと。 |
| 1:03:04 | そんなイメージです。はい。 |
| 1:03:07 | じゃ、そんなイメージで我々も考えてます。 |
| 1:03:10 | はい。 |
| 1:03:12 | 今のパートの状況は承知しましたので、ちょっと今言ったあたりをもう少しちょっと整えていただいて、 |
| 1:03:20 | もう1回見せていただけると、今日、明日、明日ぐらい何かメールで行っちゃってもらったらまた |
| 1:03:31 | 多分ハセガワでも打ち合わせができると思って、また何かあれば、 |
| 1:03:36 | ご連絡できると思う。 |
| 1:03:38 | もう30日は必須ですよね。 |
| 1:03:41 | 日比。 |
| 1:03:43 | 1週間おくらせるとか、いや、そこはもうずらさない。 |
| 1:03:50 | はい、了解です。 |
| 1:03:55 | よろしいでしょうか。 |
| 1:03:59 | はい。 |
| 1:04:00 | はい。 |
| 1:04:01 | よろしいと言いづらいですけど。はい、ありがとうございます。 |

※1　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※2　時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---|---|
| 1:04:08 | ちょっと今日のちょっとペンディングのやつはまた午後、30 メートルぐらいでご連絡をいただけると思います。よろしくお願いいたします。 |
| 1:04:22 | ＯＫでございます。はい、はいこれで終わります。どうもありがとうございました。 |
| 1:04:27 | ありがとうございます。 |

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。